

## 外部公益通報に係るQ & A

Q 1 通報の対象となるものは何ですか。
A 1 消防組合が処分、勧告等の権限を有する外部の事業者等の消防法令違反が対象となります。
Q 2 通報は氏名を名乗らなければならないのですか？
A 2 氏名を明らかにしての通報、匿名での通報、どちらも法令に違反している具体的事実が明確で客観的に示せる場合には公益通報は可能です。ただし、匿名通報の場合、詳細な情報を確認できず、十分な調査ができないおそれがありますので、可能な限り具体的な情報の提供をお願いします。 また、匿名通報の場合は結果について報告できない場合があります。
Q 3 公益通報したら、第三者委員会が調査してくれるのか？
A 3 公益通報制度に係る調査は、担当部署が行います。 外部の有識者や弁護士など、第三者が調査を行う制度ではありません。
Q 4 どのような内容を通報すればよいのか？
A 4 適正に対応するため、通報の際はできる限り次の1から6の事項を明らかにしてください。 1 通報者の氏名・所属 2 通報者の連絡先 3 法令違反等の発生日時又は発生が予測される時期 4 発生場所 5 通報対象事実の内容 6 通報対象の事実があると判断できる根拠資料
Q 5 調査結果は教えてもらえますか？
A 5 通報者が希望する場合、調査結果を通知します。ただし、該当事案に関わった者の個人情報に係る内容についてはお知らせすることはできません。 また、通報の内容によっては、結果等の通知に時間がかかる場合があります。
Q 6 通報したことにより不利益な取扱いをされませんか？
A 6 通報者は、公益通報をしたことを理由に不利益な取扱いをされることはありません。